

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
(平成27年度計画)

資料5-2

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (阿賀野市)	阿賀野市	(1) 前山線(700)	地域内フィーダー	420.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(2) 前山線(701)	地域内フィーダー	459.5		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(3) 前山線(702)	地域内フィーダー	565.0		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(4) 前山線(703)	地域内フィーダー	565.0		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(5) 前山線(704)(705)	地域内フィーダー	1,057.0		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(6) 神山線(902)	地域内フィーダー	611.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(7) 神山線(903)	地域内フィーダー	608.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(8) 神山線(904)	地域内フィーダー	519.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(9) 神山線(906)	地域内フィーダー	529.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(10) 神山線㊦01)	地域内フィーダー	639.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(11) 神山線㊦05)	地域内フィーダー	634.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(12) 神山線㊦07)	地域内フィーダー	618.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(13) 神山線㊦50)	地域内フィーダー	768.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(14) 神山線㊦51)	地域内フィーダー	875.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(15) 安田地域循環線(O2AB)	地域内フィーダー	966.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(16) 安田地域循環線(O4AB)	地域内フィーダー	973.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(17) 安田地域循環線(O5AB)	地域内フィーダー	951.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(18) 安田地域循環線(O3AB)(22B)	地域内フィーダー	975.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
合 計				12,736					

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
(平成28年度計画)

資料5-3

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (阿賀野市)	阿賀野市	(1) 前山線(700)	地域内フィーダー	367.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(2) 前山線(701)	地域内フィーダー	401.5		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(3) 前山線(702)	地域内フィーダー	494.0		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(4) 前山線(703)	地域内フィーダー	494.0		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(5) 前山線(704)(705)	地域内フィーダー	923.5		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(6) 神山線(902)	地域内フィーダー	534.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(7) 神山線(903)	地域内フィーダー	532.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(8) 神山線(904)	地域内フィーダー	454.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(9) 神山線(906)	地域内フィーダー	463.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(10) 神山線(901)	地域内フィーダー	559.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(11) 神山線(905)	地域内フィーダー	555.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(12) 神山線(907)	地域内フィーダー	541.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(13) 神山線(950)	地域内フィーダー	672.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(14) 神山線(951)	地域内フィーダー	766.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(15) 安田地域循環線(02AB)	地域内フィーダー	848.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(16) 安田地域循環線(04AB)	地域内フィーダー	854.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(17) 安田地域循環線(05AB)	地域内フィーダー	834.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(18) 安田地域循環線(03AB)(22B)	地域内フィーダー	856.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
合 計				11,151					

- (注)
- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
 - 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
 - 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
(平成29年度計画)

資料5-4

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス型／デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (阿賀野市)	阿賀野市	(1) 前山線(700)	地域内フィーダー	359.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(2) 前山線(701)	地域内フィーダー	392.5		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(3) 前山線(702)	地域内フィーダー	482.5		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(4) 前山線(703)	地域内フィーダー	482.5		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(5) 前山線(704)(705)	地域内フィーダー	903.0		乗合バス型	基準口①	補助対象地域間幹線系統新潟～京ヶ瀬線阿賀浦橋東詰停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(6) 神山線(902)	地域内フィーダー	521.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(7) 神山線(903)	地域内フィーダー	519.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(8) 神山線(904)	地域内フィーダー	443.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(9) 神山線(906)	地域内フィーダー	451.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(10) 神山線(901)	地域内フィーダー	545.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(11) 神山線(905)	地域内フィーダー	541.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(12) 神山線(907)	地域内フィーダー	527.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(13) 神山線(950)	地域内フィーダー	655.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(14) 神山線(951)	地域内フィーダー	747.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク新潟～水原線水原停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(15) 安田地域循環線(02AB)	地域内フィーダー	830.0		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(16) 安田地域循環線(04AB)	地域内フィーダー	835.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(17) 安田地域循環線(05AB)	地域内フィーダー	816.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
	阿賀野市	(18) 安田地域循環線(03AB)(22B)	地域内フィーダー	837.5		乗合バス型	基準口②(2)	地域間交通ネットワーク阿賀野市役所-保田-石間中線保田横町停留所と近接	基準二③
合 計				10,892					

- (注)
- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
 - 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
 - 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。